

第7号

2017年
7月20日



Safety Mail

● 滋賀県警察本部交通企画課 ●

県内の交通事故発生状況

《平成29年6月末現在の人身事故》

	件数	死者	傷者
本年	2419	18	3041
前年	2529	30	3165
増減	-110	-12	-124

〈高齢者の事故〉

※高齢者…65歳以上をいう



	件数	死者	傷者
本年	673	9	411
前年	703	14	418
増減	-30	-5	-7

6月中に発生した交通死亡事故は6件6名で、死者のうち5名が高齢者となっており、異常な事態となっています。状態別では歩行者が3名と半数を占めていることから、道路を横断する際には安全確認をしっかりと行いましょう。またドライバーのみなさんは、運転中に道路を横断する歩行者の確認をしっかりと行うとともに、「高齢者と子どもにやさしい運転」を心がけましょう。

他山の石(車×バイク事故)

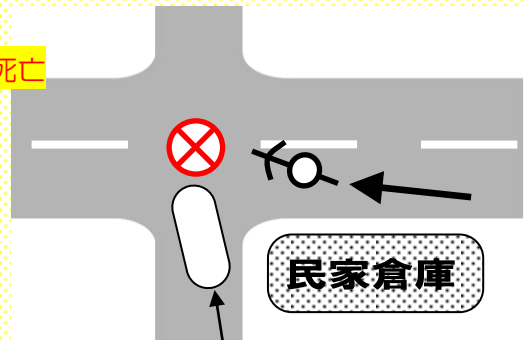
《6月の死亡事故事例①》

◆軽四貨物(80歳代男性)×普通自動二輪車(30歳代男性) **死亡**

【右方の見通しの悪い交差点で衝突】

狭路から優先道路に出る際は、交差点手前で**確実に止まり**、**左右の安全確認**をしっかりと行いましょう。

優先道路であっても、見通しが悪い交差点では危険予測を心がけ、とっさの場合の回避措置がとれるよう**安全な速度**で緊張感を持って運転しましょう。



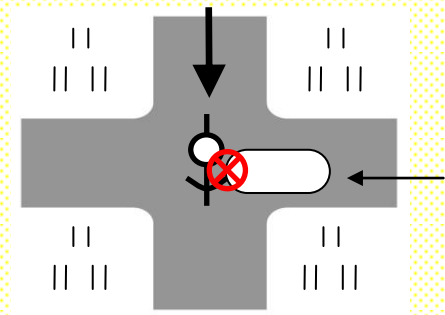
《6月の死亡事故事例②》

◆軽四貨物(60歳代女性)×原付自転車(70歳代女性) **死亡**

【見通しの良い交差点で衝突】

見通しの良い**田んぼ道の十字路**では、速度の出し過ぎや安全確認不足により大きな事故が発生しやすくなっています。

見通しが良くても、交差点手前から**速度を落として左右の安全確認**をしっかりと行いましょう。



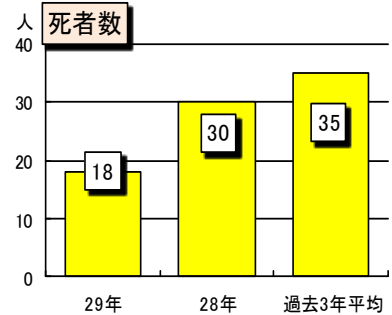
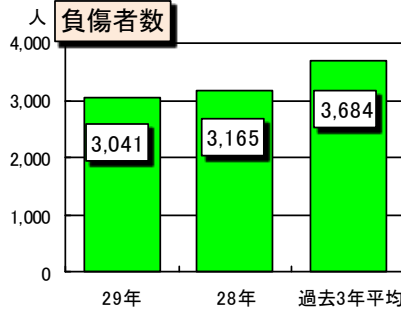
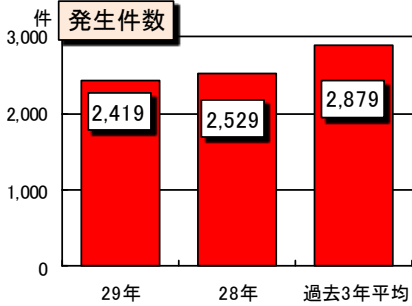
事故レッドゾーン半減対策実施中!

グラフで見る

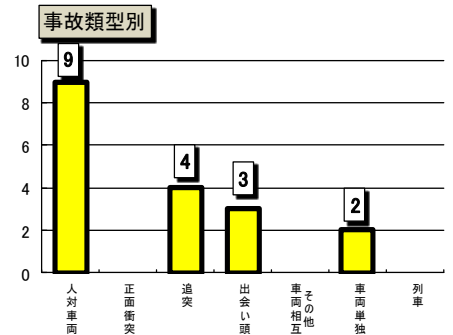
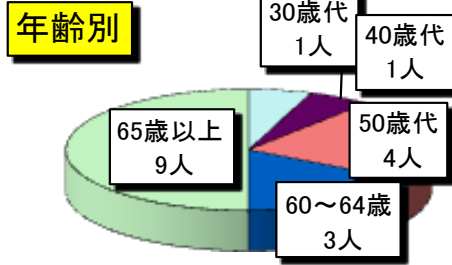
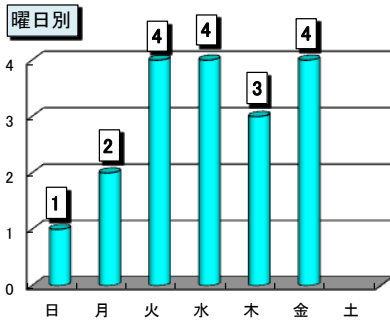
滋賀県内上半期交通事故発生状況

～平成29年6月末～

◆県内の交通事故発生状況◆



◆交通死亡事故の特徴◆



知っておきたい

じてんしゃ

交通安全クイズ

OX



頑張ってください!

- 【第1問】 自転車は原則、車道の左側を通行しなければならないが、路側帯（白色一本線）の中であれば車道の右側を通行できる。
- 【第2問】 自転車の二人乗りは危険なため、してはならないが、法律で罰則は特に定められていない。
- 【第3問】 歩道で反対方向から自転車が来た時は、相手の自転車を右に見ながらよけるようにするといいい。
- 【第4問】 イヤホンを使用するなど、周りの音が十分聞こえない状態で自転車を運転してはならない。
- 【第5問】 自転車で横断歩道を進行する場合、歩行者用信号ではなく、車両用信号に従わなければならない。
- 【第6問】 信号がある交差点で、警察官が手信号で交通整理をしていた場合は、信号機ではなく、警察官の手信号に従う。
- 【第7問】 止まれの標識がある交差点は、自動車は止まらなければならないし、自転車はスピードを落とし注意（徐行）して通行しなければならない。

自転車もルールを守りましょう!



※答えは欄外下

事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。

TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp